

V 債権執行に関するその他の改正

——差押禁止債権・債権執行終了に関する規定の改正——

吉田純平

1 差押禁止債権に関する規定の改正

本稿では、差押禁止債権及び債権執行終了に関する規定の改正の概要を整理する。

(1) 改正前の債権の差押禁止に関する規定

まず、差押禁止債権に関する規定の改正について、本改正の前提となる差押禁止債権に関する規定の概要を確認しておく。民事執行法（以下、「民執」）152条によれば、債務者が国及び地方公共団体以外の者から生計を維持するために支給を受ける継続的給付に係る債権、②給料、賞与等の債権及びこれらの性質を有する給与に係る債権については、原則としてその4分の3に相当する部分を差し押さえることができない。これは、給料債権等を全額差し押さえられると債務者は生活を維持することができなくなる可能性が高いことから、債務者に最低限の生活を保障することを目的とした規定である。

1) 具体的な債務者の生活状況への対応

ところで、上記のような民事執行法の規定による差押禁止のルールでは、不都合が生じることが想定される。次の事例をもとに説明する。

(事例1)

Bは、C会社の従業員であり、給料は毎月手取りで24万円である。Bは債権者Aに300万円の貸金債務を負っており、Aは同債権について債務名義を有している。Aは、BがCに対して有する給料債権について差押命令の申立てをして同命令が発令された。その際、差押えの範囲は民執152条に基づき、6万円とされた。しかし、Bには3人の未成年のこども（12歳、10歳、5歳）がおり、また高齢の母親（90歳）と同居しており、その扶養、介護をしている。

債務者は、独身の一人暮らしであることもあれば、(事例1)のように、家族を養わなければならない場合もある。債務者の保護の必要性の度合いは様々であり、民執152条が規定するように、一律4分の3の差押禁止とするのは、債務者の生活状況に対応した保護を与えることができず、十分ではない。そこで、民執153条は、執行裁判所は、申立てにより、債務者及び債権者の生活の状況その他の事情を考慮して、差押命令の全部若しくは一部を取り消し、又は民執152条の規定により差し押さえてはならない債権の部分について差押命令を発することができる。これによって、債務者の具体的な生活状況に差押禁止の範囲を対応させることにしている（これに対して、滞納処分における差押禁止債権については、債務者の具体的な生活状況にその範囲を対応させる規定となっている。国税徴収法第76条1項、国税徴収法施行令第34条参照）。

2) 差押禁止債権が預金債権に転化した場合の差押禁止性の承継?**(事例2)**

Bは、C会社の従業員であり、給料は毎月手取りで24万円である。Bは債権者Aに300万円の貸金債務を負っており、Aは同債権について債務名義を有している。Bの給料は毎月25日にD銀行のB名義普通口座に振り込まれることになっている。ある月の給料日にBの給料が同口座に振り込まれた直後、Aは同預金債権の差押命令を申立て、全額について差押命令が発令された。

差押禁止債権について、従来より指摘されてきた問題の一つに、差押禁止債権が預金債権等の一般債権に転化した場合の処理がある。すなわち、現在、給料等は従業員の銀行口座に振り込まれる方法で支払われることが一般的であるところ、給料債権については差押禁止債権の規定による保護が存する一方で、預金債権についてはこれを欠くために、給料が振り込まれた預金が全額差押えの対象となってしまうことがありうる（事例2）。そこで、このような場合に、給料債権等の差押禁止性が預金債権等の一般債権に承継するか否か、という問題として議論されてきた。この問題について、通説・実務では、差押禁止性の承継を否定して次のように述べる。すなわち、差押禁止は、法律に掲げられた債権そのものについてであって、当該債権が預金口座に振り込まれた場合には、受給者の金融機関に対する預金債権に転化したものである以上、元の債権について差押禁止が当然に預金債権に及ぶとはいえず、債務者の救済には民執153条に基づく差押禁止債権の範囲の変更の申立てによるべきである（鈴木=三ヶ月編『注解民事執行法（4）』513頁〔五十部〕、東京地裁民事執行実務研究会『債権執行の実務』76頁〔諸星〕、東京地裁債権執行等手続研究会『債権執行の諸問題』83頁〔松丸〕、上原敏夫「債権差押命令と転付命令」『新版民事訴訟法演習（2）』269頁、最判平成10年2月10日金判1056号64頁）。

3) 民事執行法153条の申立てに関する改正の必要性

民執153条による差押禁止範囲の変更の申立てについては、1)のように本来債務者保護等のため、又は2)のような場合について適用されるべきことが想定されるところであるが、実際には同条による申立ての件数は少なく、あまり制度が用いられていないことが指摘されていた（東京地裁における差押範囲変更の申立事件の新受件数については、剣持他・概況）。では、なぜこの同条による差押禁止範囲変更の申立てが用いられていなかったか。その理由として、次のことが挙げられた。

まず、債務者が民執153条の制度を知らないことにより、申立てをしない場合が多いのではないかということである。そこで、この点について

は、後述（2）のような改正をすることになった。

次に、差押命令が債務者に送達されて1週間が経過すると取立権が発生することとなっていたが、この1週間の間に民執153条の申立てをすることが事実上困難である、ということである。この点については、後述（3）の改正がなされた。

さらに、債務者財産の開示制度の見直しによって債権者の地位が強化されたので、それに対応して債務者保護の方法も強化しなければならない、と考えられた。そこで、本改正においては、差押禁止債権について、以下のような改正がなされた。

（2）書記官による教示義務

1) 概要

まず、民執154条4項により、裁判所書記官が、差押命令を債務者に送達する際、差押禁止債権の範囲の変更の申立てをすることができる旨を債務者に対して教示しなければならない、とされた。教示すべき事項やその方法は、最高裁判所規則で定められる（民執規133条の2）。

2) 教示の対象となる債権及び債務者の範囲

この教示は、差押債権の種類や債務者の属性にかかわらず、一律に要求される（内野・Q&A334頁）。したがって、被差押債権が差押禁止債権ではない場合でも、この教示の対象となる。差押禁止債権以外の債権についても民執153条の申立ての対象となりうるから、被差押債権が差押禁止債権以外の種類の債権である場合であっても教示の対象とする必要があるといえる。

また、債務者が自然人であっても法人であっても、債権執行事件全般の債務者が教示の対象となる（中島ほか・論点132頁（柳沢雄二）は、教示の対象を自然人に限定すべき、とする）。これについては、現状において差押禁止範囲の変更の申立ての機会を実質的に保障する必要がある場面は、債務者が個人である場合のみであるから、債務者が法人である場合にはこのよ

うな教示は不要である旨の指摘がなされている（「法制審議会民事執行部会第19回会議の民事執行法部会資料19-2」53頁）。

3) 仮差押えへの準用

債権の仮差押えの場合も民執153条が準用されうる（民保50条5項）から、民保新50条5項で民執145条4項を準用する。したがって、債権の仮差押えに際しても、この教示がなされることになる。

(3) 取立権の発生時期の見直し

1) 概要

原則として、差押債権者は、債務者に対して差押命令が送達された日から一週間を経過したときは、その債権を取り立てることができる（民執155条1項）。ところで、債務者が民執153条の申立てをする際、債務者の給与額のほか、他の収入や資産状況、家計の状況、同居者の収入・資産の状況に関する資料を用意する必要があるが、差押命令の送達から一週間ではこれが困難であり、差押債権者が取立てを行うことで執行手続が終了してしまうと、民執153条の債務者の実質的な保護という目的が達成されない状況であった。そこで、給与等の債権が被差押債権である場合には、差押命令が債務者に送達されてから4週間後に取立権が発生することとされた（民執155条2項）。

ところで、民執155条2項は、取立権の発生時期の延長について、被差押債権が差押禁止債権に係る給与債権等の債権である場合に適用されるものとする。しかし、(事例2)のように差押禁止債権が預金債権など通常の債権に転化した場合に、取立権発生時の時期は民執155条2項が適用されず、取立権発生までの期間を1週間のみとするのでは、結局は債務者保護に欠けるのではないかと、この疑問が生じ得る。今後の実務の運用状況を注視したい。

2) 転付命令等の効力の発生時期の見直し

民執153条の申立てをする前に転付命令の確定が確定してしまうと、同

様に債務者の保護に欠ける結果となる。そこで、取立権の発生の場合同様に転付命令、譲渡命令、配当等の実施の規律見直しを見直している。すなわち、転付命令については、差し押さえられた金銭債権が民執152条第1項各号に掲げる債権又は同条第2項に規定する債権である場合（差押債権者の債権に民執151条の2第1項各号に掲げる義務に係る金銭債権が含まれているときを除く）における前項の規定の適用については、同項中「確定しなければ」とあるのは、「確定し、かつ、債務者に対して差押命令が送達された日から4週間を経過するまでは、」とする（民執159条6項、譲渡命令については同161条5項、配当の実施については同166条3項）。

ところで、民執153条の申立てがあった場合で執行裁判所が第三債務者に対して支払いの禁止を命じた場合（民執153条3項）でも、債権者の申立てに基づいて転付命令が発令された場合には、その効力の発生によって執行手続が終了し、結果として民執153条による差押命令の取消しが認められなくなる可能性がある。したがって、転付命令の確定を妨げるために転付命令に対する執行抗告（民執159条4項）を申し立てる必要があると思われる。

3) 請求債権が扶養義務等に係る金銭債権である場合

請求債権が扶養義務等に係る金銭債権である場合には改正前のように取立権発生までの期間を1週間とする。これは、扶養義務等に係る金銭債権は、その早期の権利実現が債権者の生計維持に不可欠であり、また、扶養義務等に係る金銭債権の額の算定の際には、債権者の必要生計費と債務者の資力がすでに考慮されていることによる。つまり、債務者に対して差押禁止債権の範囲の変更の申立ての機会を保障する実質的な必要性が乏しい場合である。

なお、請求債権に扶養義務等に係る金銭債権とそれ以外の金銭債権の双方が含まれる場合には、一般の金銭債権に基づく差押えに対応する部分をも含めて通常通り差押命令の送達から1週間で取立権は発生する。

2 債権執行事件終了に関する規定の見直し

2つ目の改正点として、債権執行事件終了に関する規定の見直しについて概観する（内野・Q&A350頁以下参照）。債権執行事件が終了するためには、差押債権者が、取立てを完了した旨を執行裁判所に届け出るか、申立ての取下げをする必要があるが、実際には差押債権者が届出等をせず漫然と事件を放置する事案が多数発生している。第三債務者、特に金融機関で預金口座が差し押さえられた場合は、差押命令の効力が継続する限り、口座の管理や支払禁止の措置を続けなければならない負担が大きい。また、裁判所にとっても未済の事件数増加となる。そこで、債権の差押えがされた後、差押債権者が長期間にわたって取立ての届出をせずに事件を放置している場合は、執行裁判所が、職権で、事件を終了させることができるように諸規定を整備したのが本改正である。

不動産執行や仮差押命令については、事件終了に関する規定の見直しはなされなかった。

というのも、不動産執行は、通常、債権者が申立てに際して数十万の予納金を納めていることから、手続が進行していない場合には自ら手続を取り下げる動機がある。また、仮差押えでも担保が提供されるし、本案の不提起に基づく保全取消しが規定されている（民保37条）ので同様のことがいえる。したがって、これらは、事件が債権者によって漫然と放置することが少なく改正の必要がなかったといえる。

（1）差押債権者が取立ての届出等をしない場合

1）差押債権者の届出義務

まず、差押債権者は、第三債務者から支払いを受けた時には、直ちに、その旨を執行裁判所に届け出なければならない（民執155条4項・旧155条と内容的に同じ）。また、差押えに係る金銭債権を取り立てることができるこ

ととなった日から、第三債務者からの支払いを受けることなく2年を経過したときは、その旨を執行裁判所に届け出なければならない（民執155条5項）。

2) 取立届の意義

旧民事訴訟法下（民事執行法制定以前）では、債権者が取立の届出をする時点が配当要求終期であった。そのため、債権者が取立ての届出をする一定のインセンティブが存在した。それに対して、民事執行法下では、取立届が上記のように配当要求の終期を到来させる効力はない。また、取立ての届出をしないことに対するサンクションも規定されていない。したがって、旧法下より届出をさせることが困難な状況であった。

3) 支払いを受けていない旨の届出

上記のような届出は、債権者がこれをするすることで、取立てを継続する意思があるものと評価することができる。逆に言えば、届出がない場合には、取立てを継続する意思がないと評価できる。そこで、届出義務が生じた後4週間以内に届出がなされない場合には、執行裁判所は、職権で、差押命令を取り消すことができる、とした（民執155条6項）。

4) 取消決定に対する不服申立て

差押命令を取り消す旨の決定に対しては、その決定の告知を受けた日から1週間の不変期間内に執行抗告をすることができ（民執10条2項、12条1項）、また、取消決定は、確定しなければ効力を生じない（民執12条2項）。したがって、取消決定が差押債権者に告知されてから1週間は差押命令の効力は存続している。その間に、支払の有無についての届出をしたときは、取消決定の効力は失われる（民執155条7項）。

(2) 債務者への差押命令等の送達未了の場合

債権執行事件においては、差押命令が債務者に送達されない限り、差押債権者は差押えに係る債権の取立てをすることができない。債務者の所在不明の場合には差押債権が探し出して裁判所に申し出ることになっている

(民執規則10条の3)。また、債務者に対する差押命令の送達は公示送達の方法によることができるとされているが、公示送達は、原則差押債権者の申立てを必要とする(民執20条、民訴110条)。そのため、差押債権者があきらめた場合に事件が放置される結果になる。

そこで、債務者に対する差押命令の送達ができない場合には、執行裁判所が職権で差押命令を取り消すことができる、とした(民執145条7項、8項)。